



平成 29 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 岡部株式会社
代表者名 取締役社長 廣渡 眞
(コード番号 5959 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理部統括部長 細道 靖
(TEL. 03-3624-5119)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 30 日開催予定の第 73 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 4 2 7 条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく現行定款第 28 条に所要の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 3 月 30 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 3 月 30 日 (予定)

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> | <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> は、15名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(任期) 第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|------|
| <p><u>第五章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(選任方法)</u></p> | |
| <p><u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> | (削除) |
| <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(任期)</u></p> | |
| <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> | |
| <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(招集通知)</u></p> | |
| <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(報酬等)</u></p> | |
| <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> | |
| <p><u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>第36条～第39条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p style="text-align: center;">第五章 計算</p> <p>第33条～第36条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）</u></p> <p><u>第73回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p> |